

議案第 1 号

川崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

川崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正
する条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 2 月 17 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を
改正する条例

川崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成 18 年
川崎市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

第 1 条を次のように改める。

（目的）

第 1 条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進について、情報通信
技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めること
により、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効
率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

第 2 条第 3 号中「図形等」を「図形その他の」に改める。

第 3 条第 1 項中「規定により」を「規定において」に、「としている」を「そ

の他のその方法が規定されている」に改め、「により、」の次に「規則等で定める」を加え、「申請等をする者」を「その手続等の相手方」に、「)を使用して」を「以下同じ。)を使用する方法により」に改め、同条第2項中「規定により」を「電子情報処理組織を使用する方法により」に、「を書面等により行うものとして規定した申請等に関する」を「に関する他の」に、「規定する書面等」を「規定する方法」に改め、「みなしして、」の次に「当該条例等その他の」を加え、同条第3項中「規定」を「電子情報処理組織を使用する方法」に、「同項の」を「当該申請等を受ける」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 市の機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等をすることが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行わせる場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第7条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えさせることができる。

第3条に次の2項を加える。

5 市の機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行わせる場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則等で定めるものをもって行わせることができる。

6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、

申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合
その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法によ
り行わせることが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として
規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該申請等のうち
当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、
第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定
により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおい
て同じ。）」とする。

第4条第1項を次のように改める。

市の機関等は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規
定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものに
ついては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、
規則等で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。
ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法
により受ける旨の規則等で定める方式による表示をする場合に限る。

第4条第2項中「規定により」を「電子情報処理組織を使用する方法により」
に、「を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する」を「に關
する他の」に、「規定する書面等」を「規定する方法」に改め、「みなして、」
の次に「当該条例等その他の」を加え、同条第3項中「規定」を「電子情報処
理組織を使用する方法」に、「同項の」を「当該」に改め、同条第4項中「第
1項の場合において、市の機関等は、」を「市の機関等は、処分通知等のうち」
に、「より」を「おいて」に、「としているもの」を「が規定されているもの」
を第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等」
に改め、「当該署名等に」を削り、同条に次の1項を加える。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある

場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

第5条第1項中「規定により」を「規定において」に、「としている」を「が規定されている」に改め、「書面等の縦覧等に代えて」を削り、「の縦覧等を」を「により」に改め、同条第2項中「規定により」を「電磁的記録に記録されている事項又は書類により」に、「を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する」を「に関する他の」に、「規定する」を「より」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加える。

第6条第1項中「規定により」を「規定において」に、「としている」を「が規定されている」に改め、「書面等の作成等に代えて」を削り、「の作成等を」を「により」に改め、同条第2項中「規定により」を「電磁的記録により」に、「を書面等により行うものとして規定した作成等に関する」を「に関する他の」に、「規定する」を「より」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加え、同条第3項中「第1項の場合において、市の機関等は、」を「市の機関等は、作成等のうち」に、「より」を「おいて」に、「としているもの」を「が規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等」に改め、「当該署名等に」を削る。

第8条を第9条とする。

第7条の見出しを「（情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公

表）」に改め、同条中「、少なくとも毎年度1回」を削り、「使用して」を「使用する方法により」に、「情報通信の技術の利用」を「情報通信技術を活用した行政の推進」に改め、「により」の次に「隨時」を加え、同条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（添付書面等の省略）

第7条 市の機関等は、申請等をする者に係る住民票の写しその他の規則等で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則等で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付を要しないこととすることができます。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、市の機関等は、申請等に係る署名等について電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用等をもって代えさせることができること、申請等に係る手数料の納付について電子情報処理組織を使用する方法等をもって行わせることができることとすること等のため、この条例を制定するものである。